

## 破綻のSFCG 入社後の展望ないのに…

# 学生に「内定取り消さぬ」

民事再生法の適用を申請し、経営破綻した商工ローン最大手のSFCG（旧商工アンド）は28日、4月入社予定の内定者を対象に説明会を開いた。本来の貸し付け業務はできない状況だが「内定取り消しはしない」と説明。内定者は戸惑いと憤りを表し、労働関係者は批判した。

同社代理人の弁護士による内定者は九十数人おり、説明会は東京と大阪で開催。東京では人事・総務担当の役員が約30人の参加者に状況を説明した。

同社や内定者によると、説明会で同社は、申請によって貸し付け業務はできなくなつたため「内定時に説明したのと業務は変わるべきが高いい」（同社）と話した。仕事の中心は債権回収などになるという。また、希望者には関

連会社を紹介する方針も示したが、必ずしも入社を保証するものではないという。事業立て直しの先行きがみ

えない中で、内定者に対しても、民事再生法適用を申請した23日に同社から「入社できなくなつた」などと連絡があった。会社側は「そういう形。内定者らは「あまりにも対応がひどい」「取り消

れず、金銭補償や再就職先の確保をすべきだ」としている。

思つた内定者も多かつた。一方、同社はこの日、「欠席者は内定を辞退したと認識する」と話したといい。

駆け込み寺イエローページ○肉食女子の[草食男子狩り]が始まった!  
新連載<sup>青木雄二</sup>  
新連載<sup>プロダクション</sup>新ナニワ金融道<sup>1000円以下で作れる地デジアンテナから、除湿器、霜降り肉、オナホールまで</sup>  
超保存版  
ロングインタビュー[新庄剛志]

# SPA!

Business, Culture and Entertainment Weekly.

317週刊SPA! 2008  
1982年2月23日創刊  
2008年5月17日発行(毎週火曜日発行)通巻3160号  
380円

webSPA! • <http://spa.fusosha.co.jp>

## 肉食女子の[草食男子狩り]が始まった!

倉田真由美「だめんず・うおおかく」  
「私たちがこんなにやりたがっているのに!」  
煮え切らない男に「ブチ切れ」た女たちが、今日も獲物を物色中



坪内祐三&  
福田和也  
「これでいいのだ!」

今週の顔  
多部未華子

大沢あかね

みうらじゅん&  
リリー・フランキーの  
グラビアン魂  
[石井香織]  
[うつ病先生]  
急増で  
学校崩壊!

[元ホームレス  
社長]に学ぶ  
一発逆転の心得

[はらば日本悲観論]  
世界経済崩壊でも  
日本が繁栄するワケ

困ったときは「」に行け!

## 駆け込み寺イエローページ

職探しリスト<sup>ラ</sup> 債金返済生活苦 etc.は一人で悩まず専門家に相談すれば解決する

# 職場の理不尽に「こんなのがアリ?」と思つたら

この太不況時代に急増するリストラ、雇い止めからサービス残業、パワハラまで。労働をめぐるあらゆる相談は、ココで行こう

## 小さな相談も大歓迎

日本労働弁護団



日本労働弁護団事務局次長  
雪竹奈緒弁護士  
(労争法連携事務所所属)

突然の解雇通告や100時間を超えるサービス残業……こんなのがおかしくないか?と思ったら、まずは労働問題の専門家が集まる日本労働弁護団に聞いてみよう。ここには全国約1500人の労働問題に強い弁護士が所属し、週1~3回無料で電話相談に対応する。

「ちょっと納得いかないから専家に聞いてみたい」という相談でも大歓迎。実際そういう相談が多いですね。少額の事件であれば、弁護士を通さず一人で少額訴訟をする方法も電話でアドバイスでき

ます」(同弁護団事務局次長・雪竹奈緒弁護士)  
勤務先に対し、法的措置を取りたければ、電話相談後、弁護士と面接相談もできる。

「ここ数年で多い相談は、①解雇、退職勧奨、②賃金未払い、③各種ハラスメント。これら解決方法でよく使われるのが『労働審判』と呼ばれる労働専門の簡易な裁判です。労働者が会社側と裁判官や民間の審判員を交えて話し合いをして、解決方法を合意するという流れ

## 激務で心身に不調が出たら

過労死110番全国ネット「フーケ

長時間労働や過度のストレスによる過労死が社会問題となつて久しいが、そんなとき、法的に救済してくれるのが、過労死問題に取り組む弁護士らが20年にわたり活動している「過労死110番全

国ネットワーク」だ。同団体は、業務上の過労やストレスで、病気・死亡・重度の障害を負った場合に、労災保

険の申請や損害賠償請求の手続きをしてくれる。相談方法は、原則面談。まず窓口に電話し、連絡先と希望面談日時を伝えると、会員である弁護士または医師が電話を折り返す。必要があれば面談し、法的措置へ進めるケースが多い。



## “保険”としての機能も

東京管理職ユニオン

会社に労組がないとか、御用組合で頼りにならないときは、一人でも加盟できるユニオンに入るべし。

東京管理職ユニオンは、15年前に設立された。組合員の9割以上が正社員である。名ばかり管理職の相談が多く、現在も同ユニオンによるマクドナルド訴訟が続

く回答今まで、込み入った話であれば個別面談(無料)を勧められる。そのうえで、解決に向けて会社に

働きかける場合は組合に入り、団体交渉に向けて打ち合わせを行うのが一般的な流れである。「とはいえ、ユニオンに入った人

当ユニオンでは、組合員を対象とした無料の集会を月3回行い、そこで、いざというときの対処策を話し合っています」

問い合わせ

電話受け付け(面談予約)は、平日10~12時、13~17時、電話が難しい場合は、ホームページから(<http://karoshi.jp/iken.html>)。1度目の電話相談費は無料。面談は各地窓口まで問い合わせを

03-3813-6999  
<http://karoshi.jp/>

問い合わせ

電話相談・来所相談(要予約)は、水曜17~20時、土曜13~17時。ただし緊急時はこの限りではない。組合費は、加入金1万円+月5000円。管理職ユニオンは、東海・関西にもあるのでチェック

03-5371-5170  
<http://www.mu-tokyo.ne.jp/>

# 個人で入れるユニオン

## 首都圏青年ユニオン



1~2か月に一度、労働問題に強い若手の弁護士を招き法律解説イベントを実施。労働をテーマにした季刊誌も発行

## 「自力で解決」をサポート

□03-5395-5359

弁護士や労働組合に頼らず、までは自分で情報を集めて解決したい! という方は、NPO法人のPOSSEへ。35歳未満、主に20代を対象にした、総合相談窓口である。スタッフは全員ボランティアで20代を中心だ。

「POSSEでは、一人で交渉して解決できる次元のことをお手伝いします。例えば残業代不払いの場合は、自身で労働基準監督署に書類を出すサポートを。それ以上のこと、例えば団体交渉や訴訟を希望されれば、本人の事情に適した労働組合や弁護士を探してご紹介します」(今野晴貴代表)

今、特に力を入れているのが「総合相談窓口の開設」とのこと。  
「生活保護や職業訓練が話題になつてますが、『仕組みを理解する』のが難しい『行っても窓口で追いやる』説明をしたり、一人で行



●相談方法=平日10~18時に電話相談受け付け。電話で交渉する場合は来所相談し、加入後交渉手続きを。相談は無料。  
●組合費=加入金1000円+月組合費は月収に応じて規定  
□03-5395-5359

## 問い合わせ

相談は随時、メール([info@npo-sse.jp](mailto:info@npo-sse.jp))か電話で受け付け。3月21日(土)、下北沢にて労働法セミナーを実施。小冊子『「辞めろ」と言われたときの対応マニュアル』は、セミナーやハローワークで配布。会員・ボランティアスタッフ随時募集中

□03-5779-1890  
<http://www.npoposse.jp/>



日野自動車の例では、派遣労働者の時給引き上げ、賞金6割以上の連休手当、作業服の無料支給、寮費引き下げを実現させた

## 問い合わせ

電話相談受け付けは原則月~金曜の11~18時。電話が難しい場合、[info@gatenkeirentai.net](http://gatenkeirentai.net)まで。連絡先と希望の電話相談時間を記しておけば、スタッフが折り返してくれます。組合費は、年間3000円・月500円

□03-3861-6210  
<http://www.gatenkeirentai.net/>

こうした相談やサポート、専門家の紹介には費用は一切からないのが嬉しい。まず、自分はどこに相談したらいいか、入り口に迷つたら電話かメールを。「ここが一番、相談に来やすかった」とよく言つてもらいます。

気軽にご連絡ください。メールの場合、翌日にはお返事します

「都心近郊の方なら面談はすぐに可能ですが、大きな製造工場は、労働者に合わせた相談形式。

「地方都市にあります。誇大求人広告の問題が横行しているのも、沖縄など地方が多い。そこで、まずは電話で打ち合わせ、法的措置を望まれる場合、こちらから現地へ赴き面談をします。最近では、派遣切りを行つた企業に対し中途解約を取り消させ、期間満了までの労働を保障、次の住居が見つかるまで寮住まいを認めさせる例が多



●電話相談=平日9~17時と日曜の12~17時。電話相談後、予約して来所面談を(夜間も可)。相談は無料。  
●組合費=前月の賃金総額1.5%+ボーナス総支給額1%  
□03-3604-5983

立すき家全社の1万人以上のアルバイトの残業代を法律どおりに支払わせたことで有名。20~30代の非正規雇用者から相談・加入が多い。また生活支援・保健の対策も手厚く、生活保護希望者には役所の窓口まで同行し、手書き券「まほ見届けてくれる。法律勉強会も毎月開催。

最近では、コナカの名ばかり管理職問題で、未払い残業代600万円を支払わせた。設立41年の老舗の個人組合。労働条件改善から、過労死に対する損害賠償請求、内定取り消し、解雇撤回まで幅広い解決実績を誇る。NPO法人「労働相談センター」ととも連携し、労働問題全般の相談に応じている。

## 全国一般労働組合 東京東部労働組合

## 派遣ユニオン

## 全般労働組合 フリーターライ

## 東京ユニオン



●相談方法=平日10~18時。電話相談後、予約して面談を。相談は無料。「派遣切りホットライン」は不定期開催。  
●組合費=加入金2000円+月2000円(3か月分前納)  
□03-5371-8808

非正規雇用者のために、50年達成。得意分野は、「派遣切りさせない」こと。最近の解決例は、田舎ハイゼルに対し、解雇と新退出の撤回を、グッドウイルにてテラ装備費を20年分返還させ、「フルギヤストに業務管理費2500円を創業時に差し戻す全額返還させた。また、残らの契約期間の賃金を保障させた例など豊多い。

フリーターでも誰でも加入できる。メールや電話、来所で労働相談を受け、団体交渉などを問題解決を支援。独自に参加呼びかけるメーテー、鍋会などのイベントも盛んだ。住宅部会による支え合い機能を持った低賃金の住宅事業もスタート。H.P.から「生きのびるために労働手帳」を無料でダウンロードできる。

労働審判をする場合、労働審判を経験した組合員が訴状作りから審判への対応までノウハウをアドバイスしてくれるのが強み。弁護士を通さず一人で解決させた例は、ここ2年で5件もある。団交目的ではない人でも、組合員同士での情報交換や勉強会も活発なため、「会社のヤバイ状況」をいち早く察知できる。



●電話相談=水曜18時30分~20時30分、土曜13~17時。来所相談は要予約。相談は無料。  
●組合費=加入金3000円+月500~300円(3か月分前納が基本)  
□03-3373-0180



●電話相談=原則平日10~18時。来所相談(要予約)は、火・水の18時30分~21時。無料。  
●組合費=加入金3000円+月最低300円(2か月分前納制)  
□03-5338-1266

## 首都圏青年ユニオン

## 全国一般労働組合 東京東部労働組合

## 派遣ユニオン

## 全般労働組合 フリーターライ

## 東京ユニオン

## 結成30周年。労働審判をする場合、労働審判を経験した組合員が訴状作りから審判への対応までノウハウをアドバイスしてくれるのが強み。弁護士を通さず一人で解決させた例は、ここ2年で5件もある。団交目的ではない人でも、組合員同士での情報交換や勉強会も活発なため、「会社のヤバイ状況」をいち早く察知できる。

# 週刊金曜日

2009年3月27日 744号

毎週金曜日発売 定価500円

今週の  
巻頭トピック



## 金曜アマ・ナ

### 阪急トラベル組合員を不当「解雇」本誌記事を「虚偽」と決めつけ

旅行添乗員の過酷な派遣労働環境と労働組合結成の経緯を取り上げた本誌の記事（二月二〇日号）が「虚偽」だと

塩田さんは「二〇〇七年一月、労働条件の改善を求めて仲間たちと労働組合を結成し

塩田さんは「組合結成前の過酷な労働条件を説明した上で、同社に勤務する前の出来事（添乗員の死亡）について語ったもの。会社側は意図的にそれを、現在の労働条件は違うなどと言いがかりをつけている」と話し、東部労組の菅野存書記長も「支部長である塩田さんを見せしめにした

ト東京支店（田中和男支店長）は三月一八日、取材に応じた同社所属の添乗員・塩田卓嗣（しおたたくじ）さん（四六歳）に対して「抗議文」を手渡し、「今後、添乗業務のアサイン（割り当て）

村昌一さん執筆）をめぐり同一支部を紹介した記事（野村昌一さん執筆）をめぐり同社は「抗議文」の中で、日当

などと拒否した。東部労組と本誌は「言論への挑戦でもある」として、二六日に厚生労働省で共同記者会見を開いた。

組合つぶしだ。撤回を求めて闘う」としている。

本誌が電話で抗議した上で面会を求めたのに對し、田中支店長は「会う必要はない」

などと拒否した。東部労組と本誌は「言論への挑戦でもある」として、二六日に厚生労働省で共同記者会見を開いた。

片岡伸行・本誌編集部

2009年(平成21年)

3月27日  
金曜日

天気 6 9 12 15 18 21(時)

東京	●	●	●	●	●	●	20	11	6
横浜	●	●	●	●	●	●	20	12	5
千葉	●	●	●	●	●	●	20	12	5
さいたま	●	●	●	●	●	●	30	10	2
札幌	●	●	●	●	●	●	30	4	-1
仙台	●	●	●	●	●	●	10	7	-2
名古屋	●	●	●	●	●	●	10	12	3
大阪	●	●	●	●	●	●	10	11	7
福岡	●	●	●	●	●	●	10	14	7



朝日新聞東京本社 発行所:〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2  
電話:03-3545-0131 www.asahi.com

## 「記事理由に 仕事で差別」

阪急交通社系添乗員

阪急交通社の子会社、阪急  
トラベルサポート（大阪市）  
の派遣添乗員の男性（46）が、  
取材を受けた記事が週刊誌に  
掲載されたことを理由に仕事  
を与えられなくなったのは不  
当として26日、都内で記者  
会見した。職場復帰を求めて  
会見した。職場復帰を求めて  
法定措置も検討するという。

男性は01年に入社し、派遣  
の旅行添乗員として働いてい  
た。07年に全国一般東京東部  
労組の支部を立ち上げ、委員  
長に。雑誌「週刊金曜日」  
(2月20日号)の労組活動を  
取り上げる記事に登場した。  
労組側による、阪急トラ

ベルサポート側は今月18日、  
記事の「（派遣添乗員の）日  
当は15年以上キャリアを積ん  
でも約1万6千円」などの部  
分が事実に反する、との抗議  
文を男性に手渡した。「業務  
を妨害する行為は添乗員とし  
て適格性を著しく欠く」とし  
て、今後は業務を割り当てな  
いと記されていたといふ。  
同社は「会見内容を把握し  
ていないので、コメントは差  
し控える」としている。

# 毎日新聞

3月27日(金)

2009年(平成21年)

発行所：東京都千代田区一ツ橋1-1-1

〒100-8051 電話(03)3212-0321

毎日新聞東京本社

## 取材で証言

### 「不当な解雇」

派遣労働者

「週刊金曜日」の記事で、労働実態を証言したことを利用に事實上解雇されたとして、阪急交通社の子会社で旅行添乗員を派遣する「阪急トラベルサポート」（大阪市）の派遣労働者や同誌の佐高信社長らが26日、東京都内で記者会見し「不当な解雇であり言論の自由への挑戦だ」と訴えた。法的措置を含め解雇の撤回を求める。

この派遣労働者は同社に登録し、派遣の添乗員として働いている

塩田卓嗣さん。週刊金曜日2月20日号で過酷な労働環境や全国一般

東京東部労組HTS支部を結成し、支部長となつた経緯などが取り上げられた。

会社側は日当額や雇用保険加入の有無などの記述が虚偽とし、塩田さんに「社の名譽を傷つけ、正常な業務を妨害するもの」と添乗員乗務の割り当てをしないと通告した。

【東海林智】

## あなたの安心

「3カ月様子を見たんだけど、うまくコミュニケーションがとれないようだから、辞めてもらうよ」。東京都内の機械部品メーカーに勤め始めた男性(26)は、昨年、上司から突然こう告げられた。会社は3ヶ月の試用期間が切れたため解雇できると説明した。男性は入社間もなく、社員が社会保険に未加入になつていてを社長に指摘、会社側にいらまっていた。

NPO法人「労働相談センター」(東京都葛飾区)の須

田光暉さんによると、新入社員からの相談で最も多いのは試用期間中の解雇に関するものだ。試用期間とは、社員の勤務状態などから仕事をする適格性や能力を会社が判断し、本採用するかを見極めるための期間で、3~6ヶ月に定める企業が多い。

須田さんは「試用期間をお試し期間とも氣楽に考え、自由に解雇できるといふことが多い」と説明した。冒頭の男性は労働相談センターに相談して個人加入できる労組に入り、会社と団体交渉して、解雇を撤回させた。

多くの若者は、社会人に

いる会社も多い」という。実際には、労働契約は試用期間の有無にかかわらず、採用が決まった時点で成立する。本採用拒否は解雇にあたり、客観的で合理的な理由があつて、社会通念上やむを得ないと認められることが要求される。

い」と須田さんは指摘する。会社に入ったら、まず給与を見れば雇用保険や社会保険に加入しているか分かるし、

残業代の未払いがないかどうかを確認できる。「おかしい」と思うことがあれば、先輩や同僚に尋ねてみる。試用期間中は加入できない企業内労組が多いが、個人加入の労組やNPOに相談する手もある。「どうせ無理だから」とあきらめないことが大切です」

金労連では、新社会人向けに、賃金や労働時間など職場で必要になる法的権利についての知識を紹介する「権利手帳」を3月に発行し、全国の高校・大学や希望者に配布している。

問い合わせは金労連青年部

## がんばれ！ 新社会人⑥

### 自分の法的権利を知ろう

#### 職場での権利どう守る？

- ① 給与明細書をチェック
- ② 先輩や同僚にまず相談
- ③ あきらめずに労組へも

#### 主な相談先

- NPO労働相談センター 03-3604-1294
- 連合の労働相談ダイヤル 0120-154-052
- 全労連の労働相談ホットライン 0120-378-060
- 日本労働弁護団 03-3251-5363  
(火・木曜の午後3~6時)

The Asahi Shimbun

(03-5842-5611)へ。  
問い合わせは金労連青年部

★ご意見・体験は、メールseikatsu@asahi.com

新卒者の採用内定取り消し問題で厚生労働省は、「費賂」と判断した会社名を公表した。だが、会社名公表でどれだけ「抑止力」があるのか。疑問の声も出ている。

## 「抑止力」に 疑問の声も

一定の効果はある」とされた学生らの支援や幹事の井上幸夫弁護士が「雇用破壊」の確立に該当する社の名前を公表できるようにしました。厚生労働省は三十日公表によるところ、三月卒業の大学生や高校生らのうち、計千八百四十五人が内定を取り消された。厚生労働省は一月の省令

不況に伴う経営悪化を理由に増加する新卒者の採用内定取り消し対策の一環として、厚生労働省は二十一日、同じ年度内に十人以上の内定を取り消し、別の就職先を確保しなかつた二社の名前を初めて公表した。

二社は電子部品製造・情報通信会社「ジー・イー・エヌ」(北九州市)と大学学生九人、ジーエス(大阪府吹田市)。同製作所は二月に大学生十四人を内定をそれぞれ取り消した。

小松ライト製作所は「雇用確保に最大限努力した。補償等も誠意を持って対応している」。ジー・イー・エヌは「内定を取り消した学生の新たな就職先

## 厚労省「10人以上」は38社

の確保に努め、社会的責任を果たしていきた」としている。



改正で、一定の要件に該当する社の名前を公表できるようにしました。厚生労働省は三十日公表によるところ、三月卒業の大学生や高校生らのうち、計千八百四十五人が内定を取り消された。厚生労働省は別の就職先を確保できなかつた場合、四月以降に公表する方針。倒産した社は公表対象外。

強調。ハロー・ワーフーク相談に当たる「全国一も「会社側が内定辞退している。」と指摘する。行政指導には限界を盛り込んだうえで、内定を取り消した会社に国への報告を義務付け、違反した場合は罰則を設けるべきだ」としている。

だが、内定を取り消す日本労働弁護団常任

策室は「抑止力として

# 「内定取り」の社公表



「私はもういい年  
を生みます。山形県鶴田市出身。55年  
大手旅館で勤務後、郷里の高校教諭、  
教師、洋服店の経営者として活躍してきました。日本の政治論文について興味を持ち、  
政治経済、企業論などに対する興味から  
筆を執り、「政治小説」(金曜日)、「西  
郷隆盛伝」(角川書店)などを著書多部  
で出版。3か月連続で200万部を記録。  
この度は、この連載が「西郷隆盛」(金曜日)  
と「西郷隆盛伝」(角川書店)などに  
お仕事して顶いたこと、また近著「小泉純一郎と中平蔵の罪」(毎日新聞社)も好評。  
私はこれまで、多くの出版社や文部省の文庫等で著書を著してきましたが、正常な業務の運営を妨害する」と  
指摘している。

しかし『週刊金曜日』と  
著者の連絡には何の抗議もしてこなかったのです。連絡の私たちは、それこそ「虚偽」  
とされかねて「出版社の名前を著  
してはいけない」と連絡に抗議しなければならない。

記者会見の席でも言つたの

だ、これだけヤーナリズムは成り立たなくなる。著者

と私や著者は連絡しているな

ら問題でござるが、取材を受けた人間の真を切られてしま

るなどつづつ。阪急トラベルサポートの行為は、まだどうや

ナリズムへの挑戦なのである。

組合結成前の過酷な労働条件に触れ、業界では死に着も

出たと塙田は話したのだが、

会社側は意図的にそれを隠在

の労働条件などを隠すと言ひが

かりをつけ、組合が立ち出

た。『週刊金曜日』の抗議に、

同社は「筋違い」で「非公

正などと言つてきましたが、言論

に対するいぶらき子メモ撫舞い

を許すわけにはいかない。

次週は佐藤義氏の登場です

昨年の北京五輪の競泳男子100m自由形決勝